

島根県報

平成28年6月7日(火)

第 2,807 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(地 墳	区 福 7	业課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称及び所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	(")	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(障が	い福	祉課)	2
自立支援医療機関の指定				
県営土地改良事業計画の変更 (2件)	(農 柞	ナ 整 化	備課)	3
保安林予定森林	(森 ホ	* 整 (備課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	(中 /	、企 🧎	業課)	4
更の届出 (5件)				

告示

島根県告示第423号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機	関の名称	所 在 地	
変 更 前	変更後))) 1 <u>1</u> . ਮੁੱ	変更年月日
小笹皮膚科	おざさクリニック	出雲市渡橋町857番地	平成28年4月1日
根冝小児科・婦人科クリニック	根冝婦人科クリニック	大田市大田町大田ハ209	平成28年4月1日

島根県告示第424号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所 在 地		変更年月日
変更前	変更後	変更前	変更後	· 发火十万口
訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	松江市国屋町498-6	松江市西川津町1611-	平成28年4月1日
A live	A o i		1	

島根県告示第425号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	休止年月日
池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成28年4月1日

島根県告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援 医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	指定自立支	援 医 療 機 関			自立支援医療の種類	指定年月日
名	称	所	在	地	日立久仮区原の埋規	11位十万日
ウエーブ健康堂薬	局	江津市嘉久志	5町2306-	-27	育成医療	平成28年4月1日

		更生医療	
		精神通院医療	
ウェルネス薬局 学園南店	松江市学園南二丁目11-38	育成医療	平成28年4月30日
		更生医療	
		精神通院医療	
イオン薬局イオンスタイル出雲	出雲市渡橋町1066 イオンスタイ	育成医療	平成28年6月1日
	ル出雲1F	更生医療	
		精神通院医療	

島根県告示第427号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条 第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
湖岸荘原地区用排水施設事業(県営水利施設	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
整備事業(基幹水利施設保全型))			

島根県告示第428号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大塚地区区画整理事業(県営農地整備事業	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所
(経営体育成型))			

島根県告示第429号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路一ノ坂605、607-1 (次の図に示す部分に限る。)、607-3、姥ケ谷608-1、608-3、609、610、613、615-1、615-2、624、625-1、今路694-1、702、703

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町小路一ノ坂605、607-1 (次の図に示す部分に限る。)、607-3、姥ケ谷608-1、608-

- 3、609、610、613、615-1、615-2、624、625-1、今路694-1、702(次の図に示す部分に限る。)、703
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第430号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合川津店 島根県松江市西川津町612番地1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原2-19-48
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 6-12-40

(変更後) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 2-19-48

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
(株)みどり商事	鳥取県米子市両三柳278	金川 裕一	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(有) ピュア	島根県出雲市小山町427-1	亀谷 勝文	
丸美フーズ (株)	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原 2-19-48	梅林 裕暁	平成28年3月13日

				住所変更
(株) みどり商事	鳥取県米子市両三柳278	金川	裕一	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田	要一郎	
(有) ピュア	島根県出雲市小山町427-1	亀谷	勝文	
丸美フーズ (株)	鳥取県米子市東福原2-19-48	梅林	裕暁	平成28年3月13日
				住所変更

(4) 変更の年月日

(3)ア:平成28年3月13日 (3)イ:上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年5月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第431号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古志原ショッピングセンター 島根県松江市上乃木6-6-26

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 2 - 19 - 48
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店を設置する者の住所

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 6-12-40

(変更後) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 2-19-48

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
田本 保晴	島根県松江市東忌部町2880-3	_	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原2-19-48	梅林 裕暁	平成28年3月13日
			住所変更
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
田本 保晴	島根県松江市東忌部町2880-3	_	

(4) 変更の年月日

(3)ア: 平成28年3月13日 (3)イ: 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年5月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第432号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 島根県松江市宍道町佐々布208-35外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
(株) ベル	島根県松江市宍道町佐々布208-35	柳楽 晃彦	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) ツルハグループ ドラッ	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
グ&ファーマシー西日本			
(株) ワッツオースリー中四国	岡山県岡山市北区津高395-3	坂本 美津浩	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原2-19-48	梅林 裕暁	平成28年3月13日
			住所変更
(株) ベル	島根県松江市宍道町佐々布208-35	柳楽 晃彦	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) ツルハグループ ドラッ	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
グ&ファーマシー西日本			
(株) ワッツオースリー中四国	岡山県岡山市北区津高395-3	坂本 美津浩	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年5月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第433号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合平田店 島根県出雲市平田町1598外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 2 - 19 - 48

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店を設置する者の住所

(変更前)株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原6-12-40

(変更後) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 2-19-48

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
岡野食品産業 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原2-19-48	梅林 裕暁	平成28年3月13日
			住所変更
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
岡野食品産業 (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(4) 変更の年月日

(3)ア:平成28年3月13日

(3)イ:上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年5月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課(出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第434号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 安来ショッパーズ 島根県安来市安来町865-1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原2-19-48
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店を設置する者の住所

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 6-12-40

(変更後) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原2-19-48

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前)

小売業者名	住所	代表者名	変更年月日
(株)丸合	鳥取県米子市東福原6-12-40	梅林 裕暁	
佐川末広堂	島根県安来市安来町1195-1	佐川 光邦	
鎌本製菓	島根県安来市安来町1224-6	鎌本 利正	
フラワーショップモチダ	島根県安来市安来町外浜865-1	持田 善子	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	

(変更後)

小売業者名	住所	代表者名	変更年月日
(株) 丸合	鳥取県米子市東福原2-19-48	梅林 裕暁	平成28年3月13日
			住所変更
佐川末広堂	島根県安来市安来町1195-1	佐川 光邦	
鎌本製菓	島根県安来市安来町1224-6	鎌本 利正	
フラワーショップモチダ	島根県安来市安来町外浜865-1	持田 善子	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	

(4) 変更の年月日

(3)ア: 平成28年3月13日

(3)イ:上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年5月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課(安来市伯太町東母里580)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。